

報道関係者 各位

令和5年8月1日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長

竹野 佑喜

副主任中央労働基準監察監督官

小川 裕由

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5427)

(直通電話) 03(3595)3203

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導、送検等の状況を公表します

厚生労働省は、このたび、全国の労働局や労働基準監督署が、令和4年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

令和4年の監督指導・送検の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 9,829 事業場（実習実施者）のうち 7,247 事業場（73.7%）。
※ 監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（23.7%）、②割増賃金の支払（16.9%）、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.1%）の順に多かった。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 21 件。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

全国の労働局や労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

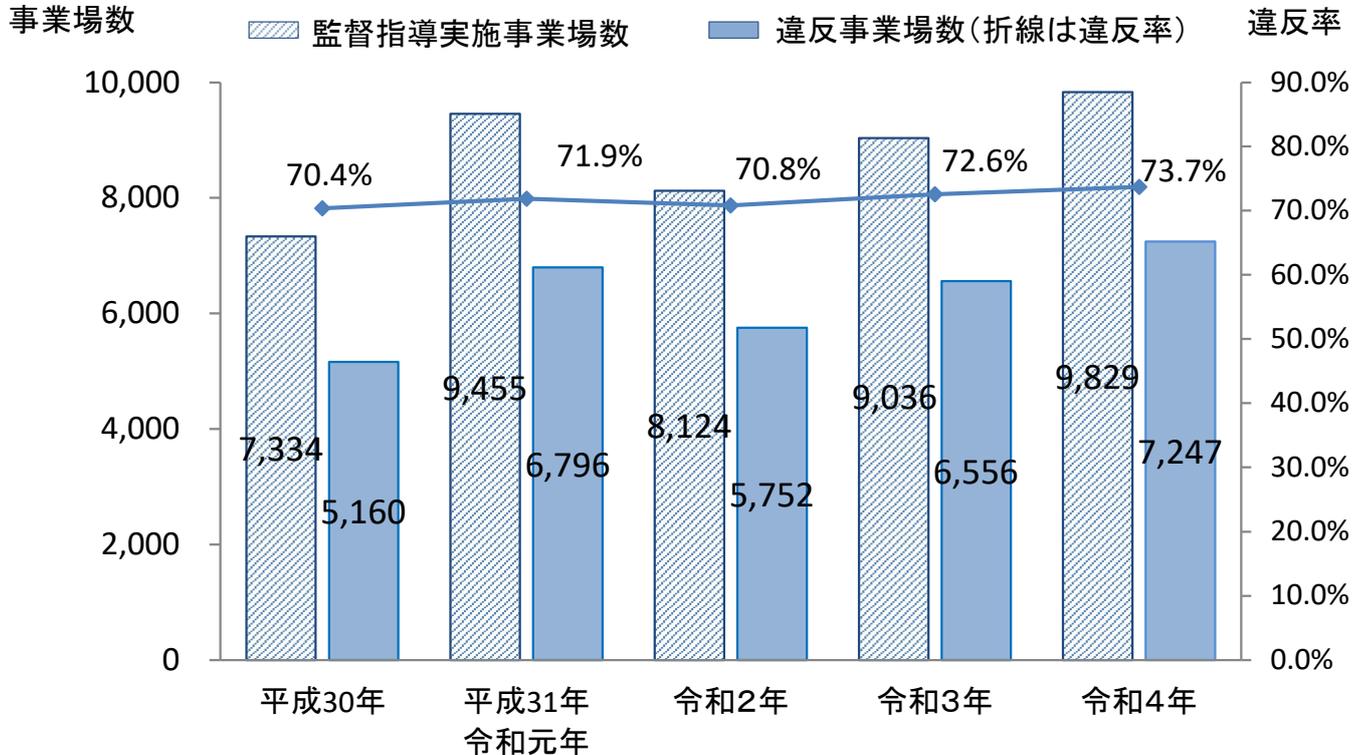
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和4年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和4年）

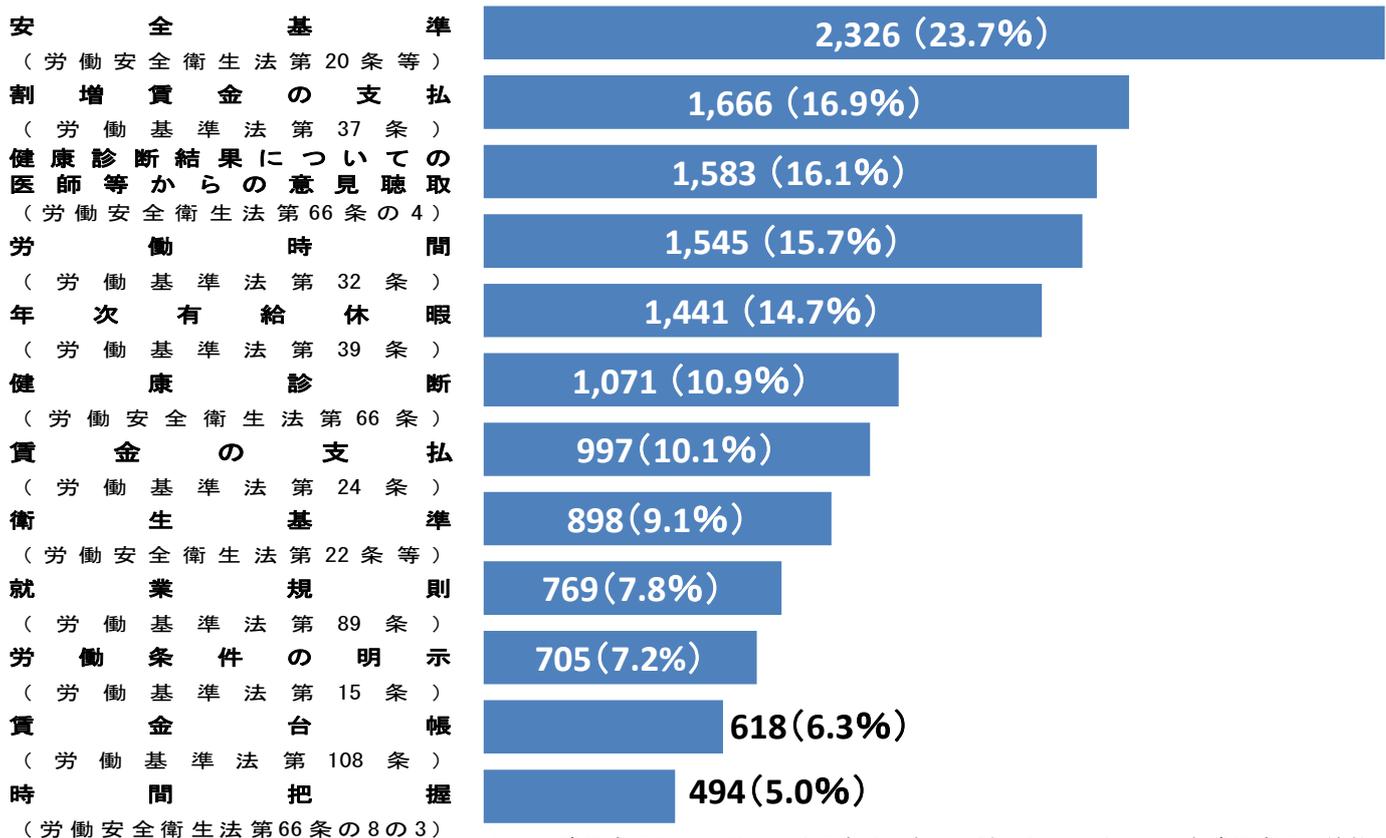
1 監督指導の状況

- (1) 全国の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して9,829件の監督指導を実施し、その73.7%に当たる7,247件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（23.7%）、②割増賃金の支払（16.9%）、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.1%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	3,000	2,023 (67.4%)	安全基準 857(28.6%)	衛生基準 633(21.1%)	労働時間 439(14.6%)
食料品製造	1,479	1,072 (72.5%)	安全基準 513(34.7%)	労働時間 280(18.9%)	医師等からの 意見聴取 209(14.1%)
繊維・衣服	466	318 (68.2%)	年次有給休暇 97(20.8%)	割増賃金の 支払 82(17.6%)	医師等からの 意見聴取 77(16.5%)
建設	1,853	1,542 (83.2%)	割増賃金の 支払 521(28.1%)	年次有給休暇 404(21.8%)	医師等からの 意見聴取 375(20.2%)
農業	249	186 (74.7%)	賃金の支払 65(26.1%)	年次有給休暇 45(18.1%)	安全基準 39(15.7%)
<参考> 全業種	9,829	7,247 (73.7%)	安全基準 2,326(23.7%)	割増賃金の 支払 1,666(16.9%)	医師等からの 意見聴取 1,583(16.1%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農業・・・農業、畜産業

(4) 令和4年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

外国人技能実習機構からの通報を契機に、違法な時間外労働を認め是正指導

概要

- 配筋の切断・曲げ加工等を営む事業場において、外国人技能実習機構からの労働基準関係法令違反の通報があったことから立入調査を実施したところ、技能実習生4名について、36協定で定める延長時間を超え、1か月当たり100時間以上の違法な時間外・休日労働を行わせ、最も長い者で月110時間を超える時間外・休日労働を行わせていたことが認められた。

労基署の対応

- 技能実習生に対して、36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせ、1か月当たり100時間を超えて時間外・休日労働を行わせていたことについて是正勧告した。併せて、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働削減について指導した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）違反
労働基準法第36条第6項第2号（時間外及び休日の労働）違反
長時間労働の削減

指導後の会社の取組

- 元請企業に対して受注予想を早期に提出してもらい、生産計画を早く立てた上での勤務シフトを作成するようにした。
- 毎月の途中に時間外・休日労働時間を算定し、当該時間を把握した上で、長時間労働になるおそれがある場合には、勤務シフトを変更するなどの対応を図ることとした。

事例 2

朝礼の実施を現認した上で、賃金不払いについては是正指導

概要

- 農業を営む事業場において、始業開始前の朝礼に参加しているが、タイムカード打刻は朝礼後であるという情報を契機に、事前に内偵調査を行った上で、立入調査を実施した。
- 朝礼が行われている時間帯に立入調査を行い、タイムカードを打刻せずに朝礼等を行っていたことが認められた。

労基署の対応

- 朝礼時における労働時間の賃金が支払われていなかったことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条第1項（賃金の支払）違反

指導後の会社の取組

- 技能実習生を含む労働者に対して、参加が義務づけられている朝礼の対応時間を精査し、過去に遡及して約65万円の賃金を支払った。

事例 3

労働災害を契機に、掃除等の場合の機械の運転停止について指導

概要

- 外壁塗装シート等の製造を行う事業場において、シートに塗料を塗りつける機械のロール部分に技能実習生の手指が挟まれる労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、当該機械に異物が混入し、その掃除を行う際に機械の運転を停止していなかったことが認められた。

労基署の対応

- 機械の掃除を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、機械の運転を停止しなかったことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）

指導後の会社の取組

- 機械の掃除を行う際には、機械の運転を停止させることを徹底するとともに、当該機械における注意事項を技能実習生の母国語で周知した。
- 同種のはさまれ・巻き込まれ災害が発生しないよう、他の機械においても囲い等や非常停止装置の設置などについて再点検を行った。

事例 4

無資格での玉掛け作業を行わせないことについて指導

概要

- 建設資材等の製造を行う事業場に対して立入調査を実施したところ、つり上げ荷重が1トン以上のクレーンを用いて資材を貨物自動車の荷台に載せる作業を行っており、当該作業で資格を有していない技能実習生に玉掛け作業を行わせていたことが認められた。

労基署の対応

- 技能講習を修了していない労働者に、玉掛け作業を行わせてはならないことについて是正勧告した。

指導事項

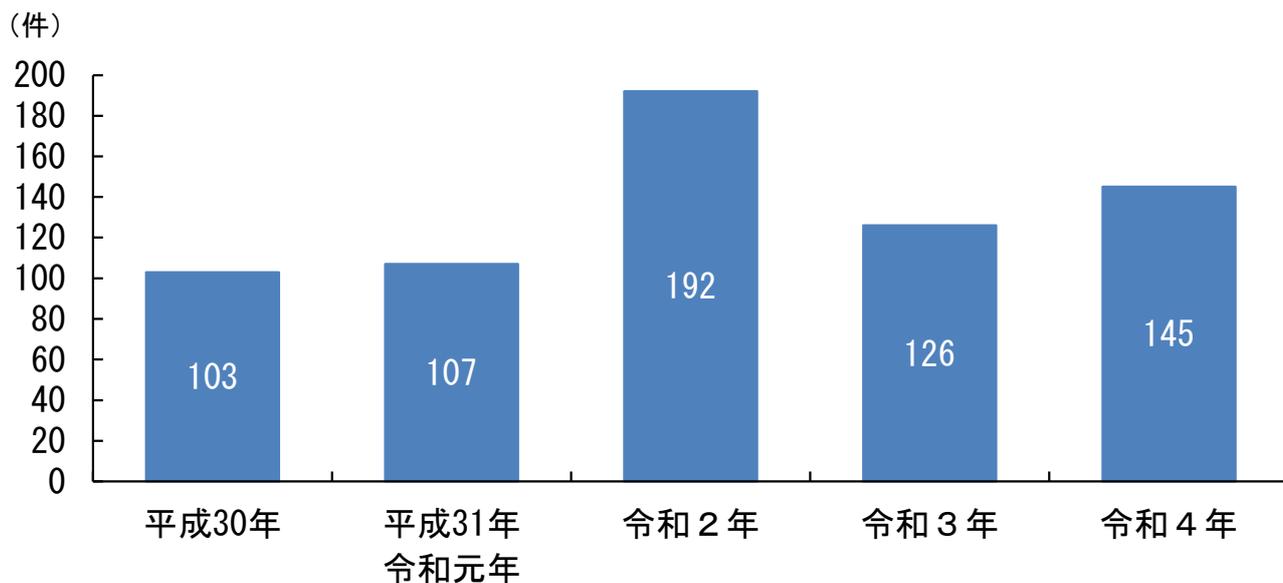
労働安全衛生法第61条第1項（就業制限）違反
労働安全衛生法施行令第20条第16号

指導後の会社の取組

- 母国語での対応が可能な講習機関にて、全ての技能実習生に対して玉掛け作業の技能講習を修了させた。
- 労働者が保有する資格一覧表を作成し、工場内に掲示をした上で、各労働者が従事することができる業務を周知し、有資格者以外の労働者に業務に就かせることがないよう、周知・徹底を図った。

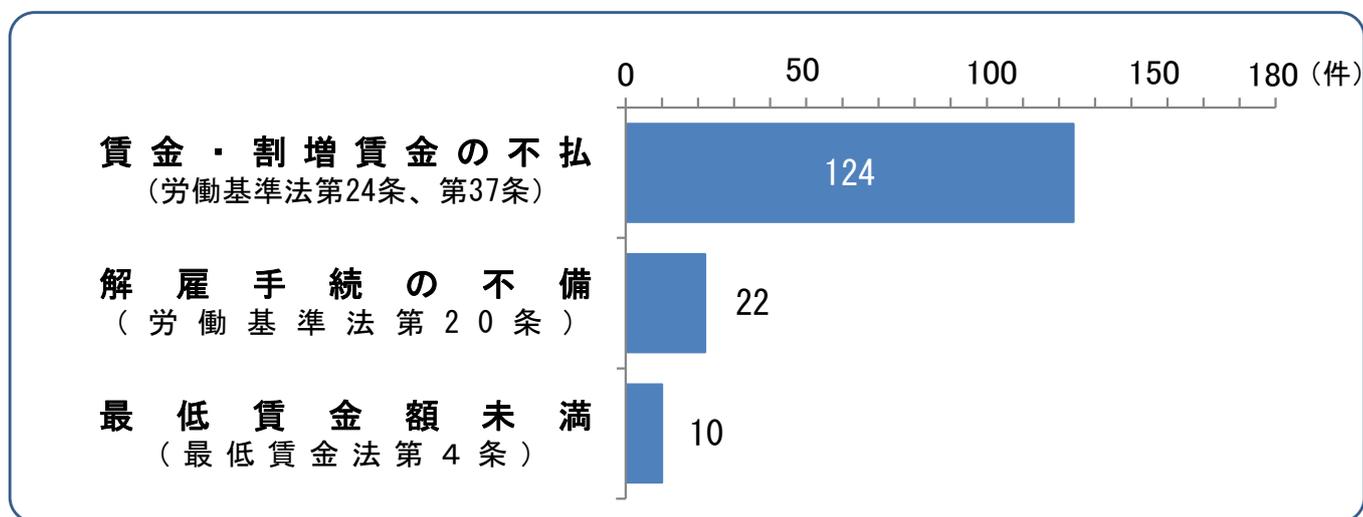
2 申告の状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は145件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(124件)、②解雇手続の不備(22件)、③支払われる賃金額が最低賃金額未満(10件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



(3) 令和4年の申告事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

「始業前・終業後の時間外労働に対する割増賃金が不足している」との申告があったもの

概要

- 縫製業の事業場で働く技能実習生から、1か月分の定期賃金が不払いであり、また、始業前の朝礼時間等について割増賃金が支払われておらず、終業後の作業は内職作業として工賃額で単価が決められており、割増賃金が不足しているなどの申告がなされた。
- 外国人技能実習機構と合同監督・調査を行った結果、時間外労働に対する適正な割増賃金が支払われていないことが認められた。

労基署の対応

- 1 1か月分の定期賃金不払いについては是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条第1項（賃金の支払）違反
最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）違反

- 2 法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

指導後の会社の取組

- 申告した技能実習生にかかる定期賃金額及び割増賃金額について再計算を行い、計約65万円が支払われた。

事例 2

「タイムカードの打刻時間分の割増賃金が適正に支払われていない」との申告があったもの

概要

- 建設業の事業場で働く技能実習生から、労働時間はタイムカード打刻により管理しているが、給与明細に記載されている時間外労働時間数が実際の労働時間数よりも少なくなっていることから調査を求めたい旨の申告がなされた。
- 事業場に立入調査を行った結果、日々の始業終業時刻について30分未満の端数時間がある場合には、切り捨てによって割増賃金の計算を行っていることが認められた。

労基署の対応

- 日々の30分未満の端数を切り捨てていた部分は再計算し、割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

指導事項

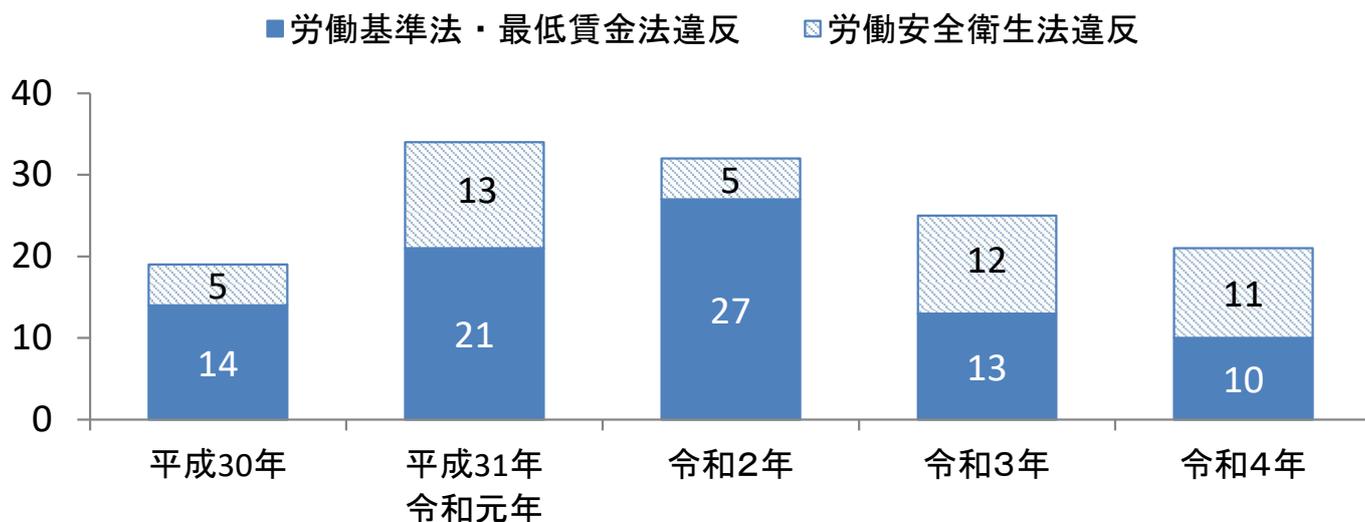
労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

指導後の会社の取組

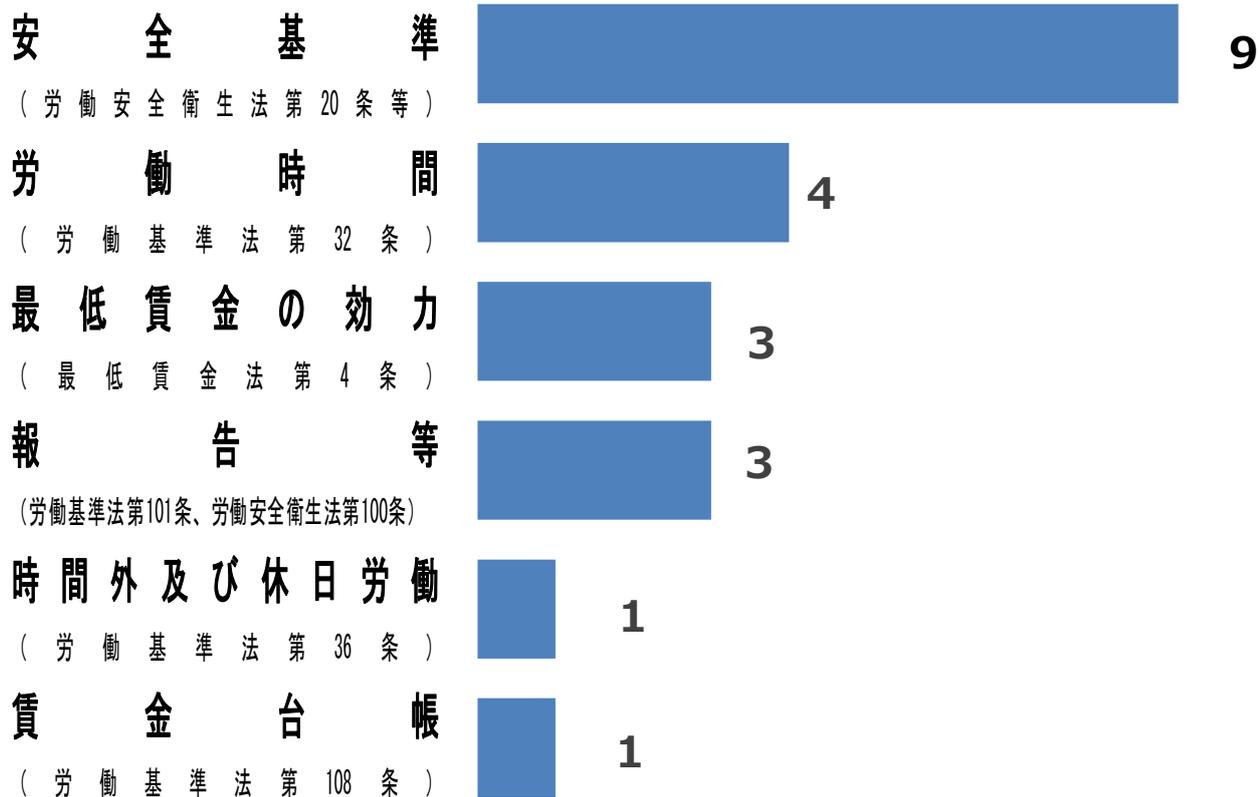
- 申告した技能実習生に対して、支払われていなかった割増賃金の不足額、約10万円が支払われた。

3 送検の状況

(1) 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は21件であった。



(2) 令和4年の送検法条文の内訳は、次のとおりであった。



(3) 令和4年の送検事例には、以下のようなものがあった。

事例1

違法な時間外労働を行わせた疑いで送検

捜査経過

- 機械部品の製造業を営む事業場において、勤務する技能実習生（3名）に対して、36協定で定める延長時間を超え、1か月当たり100時間以上の違法な時間外・休日労働を行わせていた。
- また、勤務する技能実習生（2名）に対して、連続する複数の月を平均して1か月当たり80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていることが発覚した。
- 当該事業場では、過去にも繰り返し長時間労働に関する法違反が認められていたことから、捜査に着手した。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び工場長について
技能実習生に対し36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせ、1か月当たり100時間以上、連続する複数の月を平均して1か月当たり80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）違反
労働基準法第36条第6項第2号、3号（時間外及び休日の労働）違反

事例2

プレス機械作業主任者に、操作切替えキーを保管させなかった疑いで送検

捜査経過

- 金属製品の加工業を営む事業場において、技能実習生に動力プレス機械を使用させ、金属の加工作業を行わせるに当たり、プレス機械作業主任者にこれらのプレス機械の安全装置切替えキーを保管させなければならないのに当該切替えキーを挿したまま、プレス機械を使用させており、両手操作式安全装置を無効にし、フートスイッチによる足踏み操作に切り替えて加工作業が行われていた。
- 当該事業場では、過去にもプレス機械作業主任者に切替えキーを保管させておらず、作業中の技能実習生が負傷する労働災害が発生していたことから、捜査に着手した。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び事業主について
プレス機械作業主任者に厚生労働省令で定める事項（切替えキーの保管）を行わせたこと。

違反条文

労働安全衛生法第14条（作業主任者）違反
労働安全衛生法施行令第6条第7号（作業主任者を選任すべき事項）
労働安全衛生規則第134条第3号
（プレス機械作業主任者の職務）

4 労働基準監督機関と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、外国人技能実習機構等との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している（※1）。

※1 令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により令和4年以降、技能実習生に係る相互通報は、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

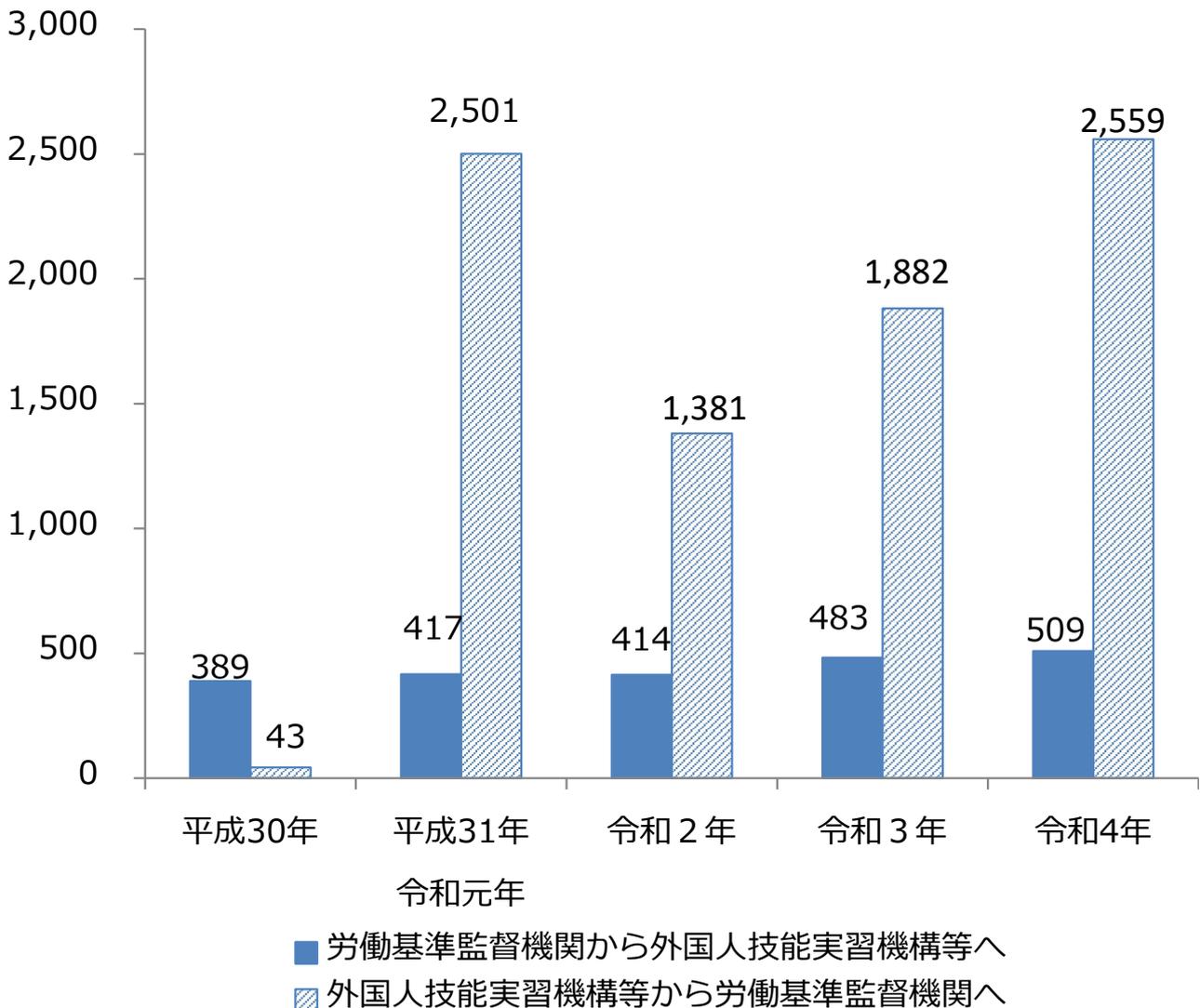
(2) 労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報（※2）した件数は509件、労働基準監督機関が外国人技能実習機構から通報（※3）された件数は2,559件である。

なお、監督指導等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしており、令和4年は41件の実習実施者に対して実施した。

※2 労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

通報件数



(注) 平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案1,555件を含む。